

意見書案 第 号

小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書

小児用筋電義手は、障害児が日常生活や社会生活を営む上ばかりでなく、情操等の涵養に不可欠なさまざまなレクリエーションやアクティビティに参加する上で必要となるものである。また、子供の頃から筋電義手に使うのに慣れておけば、将来の活動の選択肢が広がることが期待される。

しかしながら、欧米では、筋電義手の占める割合が義手全体の約7割を占める国もあるのに対し、日本ではわずか数%程度とその普及は進んでおらず、小児用についても、ほとんど普及していないと言われている。その理由としては、購入価格が概ね150万円以上と非常に高価であり、成長に応じた修理に掛かる費用も高額であること、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく公的補助制度も存在するが、同制度は日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠なものに限定しており、筋電義手を試用する機会が限られている中で、その証明が困難であることやレクリエーションやアクティビティは日常生活とは認められていないこと、対応可能な医療従事者や適切な訓練施設が限られていること、「なくても生活できる」といった意識が強いこと等が挙げられている。

欧米には、古くから先天的に上肢欠損の障害を抱える乳児に対し、筋電義手の製作が経済的に保障されたり、出産直後からの長期の支援プログラムに筋電義手を組み込んだりするなど、小児筋電義手活用に向けた支援体制が充実している国もある。また、平成26年1月には、我が国も、障害者の「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」を規定する障害者権利条約を批准している。

よって、国におかれては、小児用筋電義手の普及に向け、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 訓練用のものを含め、小児用筋電義手の特例補装具の申請手続きの負担及び自己負担額を軽減すること。
- 2 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加に必要な小児用筋電義手に対する公的補助制度を創設すること。
- 3 安価な国産筋電義手の研究開発を促進すること。
- 4 小児用筋電義手の使用について、医療関係者等によるサポート体制の充実を図ること。
- 5 小児用筋電義手の適切な訓練施設の整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
一億総活躍担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 松本隆弘

意見書案 第 号

UR（都市再生機構）賃貸住宅ストックの活用を求める
意見書

URの賃貸住宅の設備は、全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成31年度の国の予算案には、20年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については、退去するまで家賃減額を延長することやバリアフリー改修に係る補助率の引き上げなどが計上されている。

また、UR賃貸住宅ストックを将来にわたって国民共有の貴重な地域資源として生かし続けるため、2033年度までの活用の方向性を定める「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が策定され、高齢者、子育て世帯等への住宅セーフティネットとしての役割の充実が一層求められている。

よって、国におかれては、UR賃貸住宅団地が理想とする、多様な世代にとって生き生きと暮らし続けられる住まい・まちの実現を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 URが目標とする、2033年度までに250団地程度の地域医療福祉拠点の整備を着実に進めること。
- 2 団地の役割・機能を多様化し、地域へ開かれた団地とするため、高齢者や子育て支援施設等の整備を進めること。
- 3 移動等に伴う転倒の防止やヒートショック対策、外出したくなる環境を備えた「健康寿命サポート住宅」の供給を拡充すること。
- 4 UR賃貸住宅ストックの活用にあたっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} 様

兵庫県議会議長 松 本 隆 弘

意見書案 第 号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成 30 年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、患者側のみならず医療機関側にも周知と理解が不十分なまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省では昨年 12 月に平成 31 年 1 月 1 日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、国におかれては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、厳格なルールのもと、妊婦加算分相当分を国が負担する制度とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
全世代型社会保障改革担当大臣
内閣府特命担当大臣（少子化政策）

} 様

兵庫県議会議長 松 本 隆 弘

意見書案 第 号

拡大治験制度の利用促進に向けた対策を求める意見書

2016年1月に人道的見地から実施される治験である拡大治験制度が開始された。通常の治験は、年齢や検査数値、既往症歴などの参加基準に満たないため参加できない患者も多い。拡大治験は、生命に重大な影響がある疾患の患者の救済を目的に、既存の治療法で有効なものがない場合、未承認薬等の利用を認める制度であり、欧米ではエクспанデッドアクセスプログラム (Expanded Access Program) あるいはコンパッションエートユース (Compassionate use) と呼ばれ、10年以上前から実施されてきたものである。

しかし、我が国での利用はほとんど進んでいない。治験全体では毎年数百件の規模で実施されているのに対して、拡大治験は数件程度が実施されているにすぎない。

それは、医師等医療関係者ですら拡大治験の認識度が2割程度に留まっていることや、拡大治験の手続が実施計画の作成から治験審査委員会の承認など、利用までに長期間を要することから病院側の負担も重いことなどが原因となっている。

よって、国におかれては、必要な患者へ、より早く、より多くの方に、より多くの治療法を届けるために、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 拡大治験の利用促進に向けて、医師等医療関係者及び患者等への制度の更なる周知を図ること。
- 2 拡大治験を実施する治験実施機関や医師の事務負担軽減策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 松本隆弘

意見書案 第 号

放課後児童クラブの充実を求める意見書

放課後児童クラブでは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後等に学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設等において、安全に安心して適切な遊びや生活の場を提供し、いわゆる「小1の壁」の打破及び次代を担う人材の健全な育成を図っている。

女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、子供が安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっている。クラブ数は昨年5月時点で全国に約2万5千ヵ所を数え、123万人が利用している一方で、利用できなかった児童は2018年度、約1万7千人と過去最多になっている。フルタイムで働く親の事情に合わせた開所時間の延長等も含め、追加的な受け皿整備が必要な状況である。

よって、国におかれては、放課後児童クラブの更なる充実のために、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 放課後児童クラブの整備促進を着実に推進すること。
- 2 放課後児童クラブの長時間開所加算（平日分）の要件を緩和すること。
- 3 10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること。
- 4 放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
全世代型社会保障改革担当大臣
一億総活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

} 様

兵庫県議会議長 松 本 隆 弘

意見書案 第 号

外国人等による我が国の安全保障上重要な土地の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書

北海道や長崎県対馬において、外国人や外国資本による土地の取得及び利用が進行している。

我が国は、世界貿易機関の「サービスの貿易に関する一般協定（以下、「GATS」という。）」への批准加盟時に外国人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保しなかったため、内外差別的な立法を行うことが原則認められていない。

しかしながら、GATS加盟国においても、外国人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することにより、自国の国内法で制限することができている国も存在する。

本県においても、伊丹駐屯地をはじめ、自衛隊の施設を有しており、今後、自衛隊基地、米軍基地等の周辺において外国人や外国資本による土地の取得が進めば、我が国の安全保障を脅かしかねない重大な問題に発展する可能性がある。国もこうした点を認識し、国家安全保障戦略に基づき約 650 の自衛隊基地及び米軍基地周辺の土地について調査を進めているところである。

よって、国におかれては、外国人及び外国資本による我が国の安全保障上重要な土地の取得及び利用を制限するため、協定加盟国と協議を進め、法整備に早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

様

兵庫県議会議長 松本隆弘

意見書案 第 号

インフルエンザ感染防止対策強化とワクチン安定供給体制の充実を求める意見書

本年、インフルエンザが、21 世紀に入ってからでは患者数が最大規模で流行しており、死亡者も発生するなど重大な事態となっている。

流行を抑えるためには、まずは国民一人ひとりが咳エチケットを実践することが重要であり、その更なる普及啓発が必要である。

また、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があるワクチン接種率を高めることが必要である。ワクチン接種費用に約 2,000 円～6,000 円という自己負担があることで接種を手控える人もいる。

同時に、ワクチン卸業者から医療機関に「ワクチンが不足した昨年と同じ数量しか納入できない」、「少量しか入手できない。残りはめどが立たない」等の実態が報告されている。インフルエンザワクチン確保についても有効な手だてをとるべきである。

よって、国におかれては、国民の命と健康を守るため、国の責任において、早急に下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 ワクチン接種費用の自己負担額の軽減等、インフルエンザの感染防止対策の更なる強化を図ること。
- 2 ワクチン不足の医療機関が発生する実態・原因を分析・評価し、ワクチンの更なる安定供給体制の構築を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 松本隆弘

意見書案 第 号

我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める
意見書

我が国は、四方を豊かな海に囲まれており、6,852の島々を有するとともに世界第6位の面積の排他的経済水域を有する海洋国家である。排他的経済水域には、多様かつ豊富な水産資源が存するほか、多くのレアメタルや化石燃料が埋蔵されていると言われており、これらは、我が国民の貴重な共有財産である。

しかしながら、昨今、日本海の排他的経済水域内における北朝鮮等他国の漁船による違法操業や韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射、また、沿岸部における国籍不明の不審船の漂着等が数多く報道され、兵庫県においても昨年末にハンブル文字が書かれたライフジャケットを身につけた遺体や無人の木造船の発見があり、地域住民や漁業関係者の間に大きな不安が広がっている。

よって、国におかれては、豊富な海洋資源を保全し、国益を守り、国民の不安を解消するためにも、平和的な外交努力を続けるとともに、これまでの法整備及び体制強化が実効性あるものとするため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 排他的経済水域内に不審船や他国の違法操業船が入らぬよう警備体制を強化すること。
- 2 沿岸地域における警備体制整備や遺体の処理などに地方自治体が要する費用に対して財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
防衛大臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣
（沖縄及び北方対策）
内閣府特命担当大臣（海洋政策）

} 様

兵庫県議会議長 松本隆弘